

トピック

弁護人選任届の扱いについて

刑事弁護委員会副委員長 高橋 俊彦 (52期)

今回は、新入会員の皆様を特に対象として、東弁事務局に多く寄せられている「弁護人選任届」の扱いについて、簡単に説明する。

弁護人選任届（いわゆる「弁選（べんせん）」）は、その名のとおり弁護人として特定の事件について被疑者（被告人）から、弁護人として選任を受けた旨の届出である。

刑事訴訟法上弁護人には様々の権利が与えられているが、その権利を行使する前提として、自らが弁護人として有効に選任されていなければならない。したがって被疑者（被告人）に弁選を記載してもらうだけでは意味がないことはいうまでもない。

そこで、弁選の提出先はどうなるのであろうか。

そもそもこれは被疑者（被告人）から選任を受けた場合であるから、国選の場合には弁選自体用意することも不要である（但し、被疑者国選対象事件であっても、勾留請求される前（刑訴法37条の2）の被疑者であれば、弁護人として活動するためには弁選が必要である。つまり、当番として出勤した場合であり、未だ逮捕段階にある場合には必要となる。）。以下、弁選の提出が必要な場合について説明を加える。

1. 捜査段階の場合

捜査段階で弁護人としての選任を受けた場合には、弁選は「当該被疑事件を取り扱う検察官または司法警察員」に提出する必要がある（刑訴規則17条）。

すなわち、検察庁に事件が送致（刑訴法203条）される前であれば「司法警察員」であり、送致後であれば管轄検察庁である。

司法警察員に提出する必要がある場合は、当該被疑者の捜査を担当する部署に連絡をとれば当該警察署内における具体的な提出先を教示される（いわゆる「預かり」の場合——他の警察署が担当しているが、何らかの都合により被疑者だけ別の警察署に留置さ

れている場合——は、留置先の警察署ではなく、担当警察署に連絡をとる必要がある。警察署留置係に確認をとれば、担当警察署は教示される。）。

検察庁に提出する必要がある場合は、事件により地方検察庁か区検察庁に提出することになる（地検と区検との事務分担については、基本的に簡裁の事物管轄（裁判所法33条）によることになるが、例えば窃盗罪の場合は、事件によっては地検が取り扱う場合もあるため、留置担当者に押送先を確認して情報を得る場合がある。地検内での事務分担は、当該地検に確認すればよい。）。

捜査段階で弁選を提出する場合は、上で述べたとおり、記入してもらう際にその宛先が不明確なことがある。そのような場合は、宛先を空欄のままにして受領することもあり得る（記載して訂正——通常、弁護人の職印のみで訂正が認められる——することもある。）。

2. 公判段階（起訴後）の場合

公判段階の場合は、受訴裁判所（例：東京地裁刑事〇部）に提出すればよい。

3. 追起訴の場合及び再逮捕等の場合

追起訴事件については、もとの事件と同一裁判所に公訴が提起され且つこれと併合された場合には、新たな弁選を提出する必要がある（刑訴規則18条の2）。しかしそれ以外の場合には、追起訴事件についても弁選を提出する必要がある。

再逮捕された場合も、新たに弁選を記入してもらい、提出する必要がある。

当番で出勤し、被疑者援助の申請をする場合は、弁選の提出が要求されており、そのような場合には特に日数が限られていることが多いため、その扱いにつき混乱しないようあらかじめ刑訴規則等に目を通しておかれることをお勧めする。

諦めずにやろう—準抗告

会員 澤田 直宏 (43期)

本年1月、立川支部で2件続けて勾留に対する準抗告が認められたので報告する。

傷害事件

1月10日日曜夕方、当番弁護士出動。被疑者は、大卒後、塾講師をしながらミュージシャンを目指す20代男性。早朝JR駅で酔った勢いで看板を蹴り倒して警備員に捕まり、逃げる際、警備員の顔面を殴打したり頭を電柱に何度も打ち付ける等して全治約1週間の頭部外傷、顔面打撲の傷害容疑で逮捕。翌11日祭日に送検となり、同日午前9時に両親と面会し事情聴取。被疑者に前科前歴はなく、ごく普通の家庭で育ち、証拠隠滅等の恐れも勾留の必要もないと判断し、午前10時、検察庁に在宅での取調を求める上申書提出。担当検事と面会して説明後、検察庁で被疑者と接見し「検事に会ったら事実を認めて十分反省してることを伝えるよう」アドバイス。しかし、検事は、被疑者が逮捕後に酔って警察官に悪態をついていたことから「人間として信用できない」等と被疑者を強く非難した上、加害態様について一部被害者の供述と異なるとして勾留請求。そこで、翌12日朝一番で裁判所に勾留請求却下を求める意見書を両親の身柄引受書、家族写真等と一緒に提出し、裁判官と面会后、裁判所で被疑者と接見して種々アドバイス。昼過ぎ、裁判所から勾留決定の連絡。電柱に頭を打ち付ける等犯行態様は悪質だが、酔った上での偶発的犯行であること等から勾留は不当と判断し、午後4時半頃、準抗告申立。書記官は「準抗告は原則として申立当日に判断しますが、もう遅いので…」と言うので、結果は翌日かと思ひ帰宅したら、午後8時、裁判所から勾留請求却下との電話連絡が携帯(申立書に記載しておいた)にあり、午後9時半過ぎ釈放された。裁判所が遅くまで審理してくれたことに感動した。

窃盗事件

高3少年が昨年夏休み、悪友に脅されて、少年の親戚が経営する会社の車2台を盗み1日中乗り回した翌朝に元の場所に戻したという窃盗事案。逮捕翌日の1月25日午後6時に父親の依頼で私選受任。同夜、被害会社社長に示談申入の電話連絡をしたら応じるとのことだったが、直後、警察から共犯者と一部供述が異なり勾留して調べるから示談するなど言われたとのことで断りの連絡が入る。しかし、少年は専門学校進学予定で、26日からの期末試験を受けるか2月の追試を受けないと3月に卒業できず人生計画が狂ってしまう。少年には中2の時に窃盗共犯で保護観察になった前歴があるが、その後は真面目に高校に通学し、犯行後は共犯者との交友を断って専門学校受験に向けて頑張っており、犯行も素直に自供していて、証拠隠滅等の恐れはなく、勾留が「やむを得ない場合」(少年法43③)とはいえないと判断。同夜、少年と接見し犯行概要を聴き取って自供書をその場で作成、翌26日検察庁に在宅での取調を求める上申書提出、担当検事に面会して説明後、少年と接見し激励するも、やはり共犯者との供述が一致しないとの理由で勾留請求。翌27日午前中に裁判所に勾留請求却下を求める意見書を提出し(高1~3年までの通信簿、父親の身柄引受書等添付)裁判官と面会説得。裁判官は少年に「君のことは最後に判断する」と迷いを示してたようだが、結局、勾留決定。午後4時に準抗告申立書提出。午後7時、裁判所から勾留請求却下の電話連絡が携帯にあり、午後8時過ぎ釈放。前回同様、裁判所が夜遅くまで真剣に審理してくれたことに再び感動。

刑事弁護は、少しでもおかしいと思ったら、「最後まで諦めずに最善の努力をする」ことが大切だと改めて実感した次第である。